二　電気工作物（前号に掲げるもの、電線（引込線及び添加電話線に限る。）、ケーブル（引込線に限る。）及び計器を除く。）にあっては、その区分、名称、設置場所、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴

三　電線（引込線及び添加電話線に限る。）、ケーブル（引込線に限る。）及び計器にあっては、その区分、名称、耐用年数及び数量

3　図面は、平面図を作成するほか、必要に応じ、系統図又はその他の図面を作成するものとし、電気工作物につき、少なくとも次に掲げるところにより記載するものとする。

一　平面図は、次に掲げる事項を記載したものとすること。

イ　市町村名及びその境界線

ロ　配電区域（一連の配電線路により電気が供給される区域をいう。）

ハ　前項第一号に掲げる電気工作物の位置及び名称（配電の用に供する鉄塔、鉄柱、コンクリート柱、遮断器、断路器、電力用蓄電器、リアクター及び変圧器にあっては、位置、名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴）

ニ　配電の用に供する電線、ケーブル及び開閉器の位置及び名称（開閉器にあっては、位置、名称、設置の時期、耐用年数、設備仕様、単位及び管理等履歴）

ホ　引込線の位置

ヘ　付近の道路、河川及び鉄道等の位置

ト　方位、縮尺、凡例及び作成の年月日

二　前号の規定にかかわらず、同号ハからホまでに掲げる事項を平面図に記載することが困難な場合には、その記載することが困難な事項を記載しないことができる。この場合において、当該記載することが困難な事項を系統図又はその他の図面に記載しなければならない。

4　法第二十六条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号及び第三項各号に掲げる事項（設置の時期及び耐用年数を除く。）とする。

5　帳簿又は図面の記載事項に変更があったときは、速やかに、これを訂正しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四十条の三　法第二十六条の三第一項に規定する電気工作物の台帳は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、同項の電気工作物の台帳が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。

3　前条第三項第一号ハ括弧書、ニ括弧書及びホに掲げる事項（同号ハ括弧書及びニ括弧書に掲げる事項にあっては、位置及び名称を除く。以下この項において同じ。）が、電磁的方法により作成され、保存されている場合であって、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしているときは、同号ハ括弧書、ニ括弧書及びホに掲げる事項が同条第三項柱書に規定する平面図に記載されているものとみなす。

4　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（準用）

第四十五条　第五条から第十一条まで、第十三条から第十六条まで、第四十条の二（第二項第三号並びに第三項第一号ロ、ニ及びホを除く。）及び第四十条の三（第三項を除く。）の規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［新設］

（準用）

第四十五条　第五条から第十一条まで及び第十三条から第十六条までの規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。